令和８年（フ）第６７４５号
東京都杉並区西荻北１丁目８―27―305
債務者　奈良岡京子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６７４９号
東京都品川区大井６丁目20―８　ハーモニーテラス大井Ⅱ　208
債務者　鈴木　秀登
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６７７５号
東京都江戸川区松島２丁目30―６―201
債務者　則近惠津子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６７７６号
東京都江東区辰巳１丁目10―73―104
債務者　高橋　良文
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６７７７号
東京都台東区根岸４丁目８－７　根岸今井コーポＮｏ．３　202
債務者　唐澤　洋子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６７７９号
東京都渋谷区本町１丁目28―２―302
債務者　米澤佳代子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６７９５号
東京都江東区古石場２丁目６－６―401
債務者　森山　大雅
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６８１号
大阪府守口市南寺方東通５丁目19番26号
債務者　岡田安紀子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８０６号
大阪市大正区三軒家西１丁目22番19号　Ｐｒｉｍａ　Ｌｕｃｅ　Ｔａｉｓｈｏ　305号、前住所大阪市浪速区木津川１丁目１番17―1305号
債務者　井上　愛香
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９７８号
東京都新宿区西早稲田３丁目16―４―315
債務者　吉田　純一
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月19日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第２２４号
鹿児島市荒田２丁目30番８号　ふぁみぃゆ南203号、前住所鹿児島市伊敷台４丁目８番６号
破産者　藤﨑新二郎
1　破産債権の届出期間　令和８年10月６日まで
2　一般調査期日　令和８年12月８日午前10時30分
令和８年９月８日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１５７号
堺市北区百舌鳥梅町３丁16番地22
破産者　竹　　匠
1　破産債権の届出期間　令和８年10月９日まで
2　一般調査期日　令和８年11月26日午前10時
令和８年９月10日
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第３５７５号
大阪市福島区福島１丁目１番48―704号
破産者　佐藤　和樹
1　破産債権の届出期間　令和８年10月13日まで
2　一般調査期日　令和８年11月30日午後２時30分
令和８年９月10日
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第１４１号
兵庫県伊丹市桜ケ丘３丁目３番21号
破産者　酒井　孝宏
1　破産債権の届出期間　令和８年10月13日まで
2　一般調査期日　令和８年11月26日午前10時25分
令和８年９月10日
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２７３３号
大阪市住吉区墨江２丁目３番65―202号、前住所大阪市住吉区墨江４丁目１番４号
破産者　杉本　武文
1　破産債権の届出期間　令和８年10月15日まで
2　一般調査期日　令和８年11月30日午後２時40分
令和８年９月10日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１号
福岡県大牟田市大正町５丁目１番地10　ニッショーハイツ　102号、前住所福岡県京都郡みやこ町豊津1979番地24
破産者　尚　　竜一
1　破産債権の届出期間　令和８年10月15日まで
2　一般調査期日　令和８年11月11日午前11時
令和８年９月10日
福岡地方裁判所大牟田支部

令和６年（フ）第４６６号
大阪府高槻市日吉台五番町９番３号、従前の住所神戸市東灘区鴨子ヶ原３丁目９番20号
破産者　安藤　勝康
1　破産債権の届出期間　令和８年10月16日まで
2　一般調査期日　令和９年２月12日午前10時10分
令和８年９月11日　神戸地方裁判所姫路支部